

## 今後の社会内処遇の在り方に関する検討会（第3回）議事概要

### 1 日時

令和4年2月16日（水）10：00から13：00まで

### 2 開催方法

Microsoft Teams による web 会議

### 3 出席者（五十音順、敬称略）

（構成員）稲葉保、嶋田洋徳、田島佳代子、宮永耕、森久智江

（矯正局）等々力伸司

（保護局）青木出、生駒貴弘、平畑昇平、守谷哲毅

### 4 議事次第

- ・ 開会
- ・ 協議①
  - (1) 前回議論の振り返り
  - (2) 関係者発表
- ・ 協議②
  - (1) 保護観察付執行猶予者の実情の紹介
- ・ 閉会

### 5 議事概要

冒頭、生駒観察課長から挨拶が行われ、その後、協議が実施されたところ、構成員、関係者の主な意見等は以下のとおり。

#### （1）刑執行終了者等に対する援助を行う場合の運用について

##### ○ 刑執行終了者等への支援に当たっての前提

- ・ 更生緊急保護の趣旨は、歴史的経緯に鑑みれば、福祉一般の支援が、犯罪に関わった者に対する支援として、申請や手続きにどうしても時間がかかるということから、「緊急的に支援を行うことによって生活再建を早期に行っていく」ということで実施されてきている。そのため、更生緊急保護の対象となり得る方というのは、福祉一般のニーズは持っているが、直ちに福祉の対象にはなり得なかった者であることが前提となる。ゆえに、緊急性の範囲を超えて、いつまでも刑事司法機関が関わることとなるような制度設計とすべきではない。
- ・ 飽くまで更生緊急保護は、支援が必要な者を一般の福祉的支援、その他対人援助全般につなげていくための調整と後方支援的な部分に重点を置かなければならない。
- ・ 支援を実施する機関等にとっては、更生緊急保護の期間は、保護観察所と相談連携できる

ということがあると非常に心強いと思われる。そのため、保護観察所が継続的に支援に関わる体制作りを検討する必要がある。

#### ○刑事司法の入口段階における支援について

・刑事司法の入口のどの段階で支援の対象者になるのかと考えた場合、検察官が起訴するかどうかを考える段階にならざるを得ないが、無罪推定原則がある以上、対象となるかどうかの判断の際には、「再犯防止」のためということではなく、その者が本当に一般的に福祉を必要としているのかどうか重点を置いて判断すべき。

・対象者の福祉ニーズを弁護士やその他の者が把握することもあるため、それをどのように制度に取り込んでいくか検討することが今後必要となる。

・対象者に、どのような支援があって、それを受けるとどのようになっていくのかという情報提供を事前に行うことは、その後の支援等の実効性に関わっていくため、そうしたことが可能となることは非常に望ましい。

・福祉の領域では、刑事司法の入口段階における支援に関与してきた積み上げがあまりなく、準備も進んでいないと思われる。対象者の支援を保護観察所から地域の資源に手渡していく過程の中で、福祉機関がどこまでできているかを共有し、お互いがどのような役割を果たせるのか積み上げていくということが、現状に沿った組立てとなると思われる。

・弁護士が持つ情報は大事であるが、保護観察所の支援を受けることを約束していることを情状として主張することも考えられる。弁護士が直接保護観察所に依頼して支援を開始するより、検察庁に間に入っていただく方が良い。

#### ○刑事司法の出口段階における支援について

・満期釈放者に対して保護観察を実施しているような実質を持つことがないよう、対象者に対する働き掛けを積極的に行うというよりは、あくまでも調整と後方支援に特化し、対象者本人から見たときに、権威的な関わりに見えない関わり方をしていく、一般福祉に渡した後に保護観察所が前面に出てこないようにするということが非常に重要である。

・福祉的支援については、刑事施設を出所してきた人たちのソーシャルインクルージョンに関して、実践が始まった段階であり、経験が乏しいため、保護観察所の指示待ちという状態も起こっている。保護観察所の支援に関する制度の拡大・強化が、福祉的援助の肩代わりをするということではないという制度理解を共有していかないと、かえって福祉機関が後ろに下がってしまうこともある。そうならないような連携の組み方が鍵となる。

・制度の前提として、仮釈放の積極化を含めて可能な限り早期から調整をしていくことは非常に重要である。

・保護観察所のプログラムに関して、現行の運用では受講できていない者がかなりいるため、満期釈放者も含めて、その受講のチャンスが広がることは非常に良いことである。専門的処遇プログラムは回数に限られているとしても、そういったものを実際に経験することで、地域の専門的援助にも関心を持ち、つながっていくことが期待される。ただし、プログ

ラムを実施する上では、多様な者が集まってくることになるため、保護観察官はその対応のための技術の獲得を要する。

- ・更生緊急保護の期間の延長に関して、本人が希望すれば、その期間中に、例えば断薬への不安が強い人たちは、更生保護施設やダルクに通所してプログラムを受けるということが二年間継続的にできるのは非常に有益だと思われる。

- ・医療との連携は現場としては難しく、矯正施設入所中から保険証を持っているかなども含めて事前に計画的に調整しなければならないため、どのような運用とするかイメージを固める必要がある。

- ・仮釈放期間の短い仮釈放者など、専門的処遇プログラムの対象を拡大することについて、事前に受講に同意するという意欲がある者については、生活行動指針に設定する運用で良いのではないか。また、事前に調整できるということから、保護観察所のプログラムではなく、地域の専門的援助の受講も前向きに考えていく運用が望まれる。

- ・刑事司法の入口段階における支援で関係機関が関与した受刑者の支援情報を、出口段階における支援で活用する方策について、弁護人が持っている本人の情状に関する資料や地域定着支援センターが弁護人の依頼を受けて行った調整に関する情報も考慮されるのだとすれば、それはどのようにどこの機関が集約を行うのか等、具体的制度設計が容易ではなく、本人にとってプラスとなるとは思われるが、情報の取り扱いも含めてさらなる検討を要する。

#### ○地域援助について

- ・地域の方からの相談等を受けることは、これまでも保護観察所として行ってはいたが、積極的に取り組んできてはいない印象がある。そのため、保護観察所においては、体制や意識を変えて、もう少し積極的に一般の方からの相談を受けて対応することが求められる。

- ・保護観察を終了した者の家族等からの相談が一定数あるという現状を踏まえて定められる制度ということで、基本的には後方支援のみでは難しくなった場合に、それを再度修復する、または、新たにつながりをつくる必要があるというときにどこかにつなげていくということが保護観察所の果たす役割のメインとなると考えられる。

- ・関係機関との連携に関しては、相談があったからというよりも、日常の関係性構築をどのように行っていくかが重要である。保護観察所が調整や後方支援を適切に行っていくという意味では、日常的に関係機関とつながりを作り、その中でこういった支援が相互にできるのか、あるいはこういったところが自分たちの役割になるのかを理解しておくことが重要である。

- ・軽度の、手帳取得とかには関わらないくらいの発達障害、知的障害に関する特徴を持っている人に、ただこういう資源がありますとか、こういうところに行きなさいというだけではうまく支援につながらない。そうした、どこにも居場所が定まらないような人たちを、支えていくような活動というものが地域で広がっている。薬物使用歴があって、刑事処分もされているから NA につなぐというだけではなく、幅広い支援を視野に入れて連携を組むよう

な体制が望まれる。

- ・保護観察所が保護観察期間終了者のフォロー等を実施できることになると、地域の方から犯罪予防的な活動、役割を求められる可能性があるため、保護観察所ができることをしっかりと地域に広報していく必要がある。

- ・公の施設の役割として、地域が求めることに応えていくことも必要になる。制度を使う地域の側にとって、分かりやすく、少年関係は主に少年鑑別所で、成人関係は主に保護観察所というように仕分けることも考えられる。

- ・相談やそれに関わる調整で得られた情報が、万が一その者が再犯をした場合に、どのように使われるかによっては、本人が安心して相談できる状況ではなくなる可能性もあるため、その辺りの取り扱いについては慎重な検討を要する。

- ・個人情報に関して、援助に多様な主体が入れば、そしてその主体が民間、特に個人ということになれば、どういう形で情報を共有するかというルール作りは非常に慎重に行わなければならない。また個人情報の利用に関して、本人の同意がとれるかわからないケースで保護観察所がどこまで関係機関による支援の枠組みに関与していけるのかも整理する必要がある。

## (2) 再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇の在り方について

- ・再度の保護観察付執行猶予となった場合において、一回目の保護観察付執行猶予時の問題が、必ずしも指導監督の問題であるとは限らず、場合によっては補導援護の問題である可能性もある。そのため、再度の執行猶予における処遇に関しては、指導監督を厳しくすることによって対応するべきものなのかどうかは考慮の余地がある。

- ・初回目の保護観察がどうだったかをきっちり吟味をすることが求められるため、保護観察所で導入されている CFP をしっかりと実施し、どの辺に問題があったかを把握した上で、適切な処遇を実施していく必要がある。

- ・少年鑑別所における鑑別を実施することに関して、情状も含めた鑑別ということをきちんと実施するということが仕組み上整えられることは、保護観察処遇の効果を高めることにつながると思われる。

- ・鑑別の実施について、少年鑑別所に赴いて鑑別を受けることはハードルが高いため、保護観察所に心理技官が来て、インテーク面接と同時に行うというような工夫を検討すべきである。

- ・薬物再乱用防止プログラムの再度の義務付けに関して、同じところで同じプログラムに戻していけば再犯の可能性が低くなっていくというような単純なものではなく、また、プログラムの内容やその実施の手續に問題があった可能性も考慮する必要がある。

- ・プログラム再受講の場合の効果的な実施方法についてのスキルも存在するため、保護観察官においては、そうした技術の獲得も求められる。